ACSES ニュースレター 1971号 (2020年10月29日)

発行: NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(15 頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇有害物質の血中濃度が府中は2倍、国分寺は1.5倍 昨年、浄水所で指針値超え〈新聞報道〉
- ◇東海大学の学生ら2人を大麻所持で現行犯逮捕〈放送報道〉
- ◇事故・事件対策、措置、訴訟等
- ・救急搬送の子ども 4割近く減少 医師"緊急時はためらわずに"〈放送報道〉
- ・ヨタ自動車「ノア」など39車種約21万台をリコール〈放送報道〉
- □大災害、原発事故対策

「原子力施設全般」 1件

[大災害対策] 1件

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

◇マスコミ報道 見出し

[対策・予防]

- ◇省庁発表
- ◇治療薬、検査薬等
- ◇大学等関係
- ◇マスコミ報道 見出し
- [3] 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件(国土交通省告示第1330号)〈官報〉
- [4] データ作成支援ツール
- ◇化学品および成形品のデータ作成支援ツール(日英中)Ver. 2. 02. 00 を公開しました。〈アーティクルマネジメント推進協議会〉
- [5] 健康安全
- ◇喫煙率 男女合わせて 16.7% 調査開始以降最低に〈放送報道〉
- [6] 農薬
- ◇農薬「チエンカルバゾンメチル」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
- [7] 肥料
- ◇肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産省告示第2099号)〈官報〉
- ◇生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件(農林水産省告示第 2100 号)〈官報〉
- ◇肥料の登録が失効した件(農林水産省告示第2101号)〈官報〉
- ◇肥料を登録した件(農林水産省告示第2118号)〈官報〉
- [8] 食品安全衛生関係
- ◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
- [9] 廃棄物関係
- ◇電子タグ (RFID) を活用した食品ロス削減に関する実証実験を行います〈経済産業省〉
- ◇ペットボトルごみ「1 人年間 45 本に」 10 年後の排出半減目指し提言 京都市審議会〈新聞報道〉
- [10] 温暖化対策関係
- ◇「2000~2017 年のメタン収支の時間的・地域的な変動が明らかに」〈国立環境研究所〉〈環境省〉
- ◇電通インターナショナル社が 2030 年までに電通グループの海外事業におけるネットゼロエミッション化を宣誓〈Web 報道〉



山茶花 (サザンカ)

◇その他

- [11] 環境安全関係
- ◇石炭火力発電所の運転停止認めず 仙台地裁判決、住民敗訴〈Web 報道〉
- [12] 調査、公募、意見募集等

[公募、意見募集等] 9件 [公募結果、意見募集結果] 1件

- [13] その他省庁発表 3件
- [14] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

「開催案内」 1件 「開催記録、報告、資料等] 2件

[15] その他

◇新化学物質、化学物質新利用技術等:1件 ◇その他:2件 「付録」

- ◇「電動工具の事故」〈製品評価技術基盤機構〉
- ◇日本学術会議 任命拒否問題
- ○マスコミ報道 見出し

[1] 化学物質関係事故、事件関係

◇有害物質の血中濃度が府中は2倍、国分寺は1.5倍 昨年、浄水所で指針値超え

水道水の汚染が指摘された東京都府中市と国分寺市の住民を対象にNPO法人が実施した血液検査で、発がん性や発育への影響が懸念される有害化学物質の血中濃度の平均値が府中市で全国平均の2倍超、国分寺市で1・5倍だったことが分かった。両市の浄水所では2019年まで指針値を上回る有害化学物質が検出されていた。NPOは国と都に幅広く住民の健康調査を実施するよう提言する方針だ。

この物質は有機フッ素化合物「PFOS(ピーフォス)」。NPO法人「ダイオキシン・環境ホルモン対策国 民会議」(東京都江東区)が8月、19年の都の調査でPFOSなどの有機フッ素化合物が指針値を超えた府中 市府中武蔵台浄水所と国分寺市東恋ケ窪浄水所の配水区域内に5年以上居住する住民22人の血液を調べた。

調査では、血液成分の約半分を占める血漿中の濃度を測定した。府中市の住民11人のPFOS平均値は血漿 1ミリリットル当たり18ナノグラムで、全国平均8・2ナノグラムの2倍を超えた。国分寺市の住民11人の 平均値は12ナノグラムだった。

厚生労働省は今年4月、水道水の指針値としてPFOSと、別の有機フッ素化合物「PFOA(ピーフォア)」を合わせ1リットル当たり50ナノグラムまでと定めた。都の19年の調査で、府中武蔵台浄水所は60ナノグラム、東恋ケ窪浄水所は101ナノグラムと指針値を上回った。都は同年6月に水源の一部の井戸からの取水を停止。都水道局によると、現在は指針値を下回っているという。

◆水道水の汚染源は米軍基地の可能性も

多摩地区の水道水の汚染源としては、米軍横田基地(福生市など)の可能性が取りざたされている。 18年には英国人ジャーナリストが米軍の内部資料に基づき、横田基地で $10 \sim 17$ 年にPFOSを含む泡消火剤 30000リットル以上が土壌に漏出したと報じている。

PFOSとPFOAは1950年代から消火剤やフライパンのフッ素樹脂加工に使用され、現在はストックホルム条約で製造、販売、使用が禁止されている。環境中で分解されにくく、地下水などを通じて体内に蓄積されやすい。

NPO理事で熊本学園大の中地重晴教授(環境化学)は調査結果に関し「今すぐに健康に影響が出るレベルではない」と指摘。その上で「全国平均に比べると明らかに高い。原因は米軍基地か工場か分からない。行政が究

明しないといけない」と語った。 <東京新聞 2020年10月29日>

◇東海大学の学生ら2人を**大麻所持**で現行犯逮捕

東海大学の学生ら2人が東京・町田市で乾燥大麻を所持していたとして現行犯逮捕されました。

東海大学に通う大学生の男(22)と卒業生の男(22)は28日午前3時ごろ、町田市内の駐車場で乾燥大麻、若干を所持していた疑いが持たれています。警視庁によりますと、2人は友人で未明の時間帯に駐車場にいたのを警察官が職務質問して発覚しました。警視庁は乾燥大麻の入手経路について詳しく調べる方針です。東海大学を巡っては、硬式野球部の部員2人が大麻を使用したことが確認され、野球部は無期限で活動を停止しています。 <ANN 2020年10月29日>

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・<u>救急搬送の子ども 4 割近く減少 医師 "緊急時はためらわずに"</u> <NHK 2020 年 10 月 29 日 > 新型コロナウイルスの感染が拡大してから、病院に救急搬送される子どもの数が 4 割近く減っていることが分かりました。感染をおそれた受診控えや、対策による感染症自体の減少が理由とみられますが、中には病院に行くのを控えて症状が悪化するケースもあり、医師は「緊急時にはためらわずに病院へ連れてきてほしい」と呼びかけています。

《迷った場合の相談窓口》。

▽小児救急の相談ダイヤル「#8000」。

▽小児に限らず救急相談を受け付けるダイヤル「#7119」。

※「#7119」は東京や大阪など一部地域の運用。

・<u>ヨタ自動車「ノア」など39車種 約21万台をリコール</u><NHK 2020年10月28日>

燃料ポンプの部品の不具合により、走行中にエンジンが止まるおそれ

□大災害、原発事故対策

[原子力施設全般]

・規制委、原電の適性検査へ 福井・敦賀原発2号機、データ書き換え受け<毎日新聞 2020年10月29日>

「大災害対策]

・気象庁が大規模組織改編 「防災監」新設、災害対応を強化<共同通信 2020年 10月 29日>

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年10月28日版)
- <厚生労働省 2020年10月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=p16qdwyi39HbTsE1Y
- 新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2020年10月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=EegcwboUaWdt-HSDY
- ・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料(発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他)を更新しました
- <厚生労働省 2020年10月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=Q7p0k-hG0zU_qjzRY
- ・国内の発生状況について更新しました
- <厚生労働省 2020年10月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=xz7KF2zCv7G7Lr1VY

◇マスコミ報道 見出し

・フランス、再びコロナ外出制限 1カ月間、ドイツは飲食店閉鎖/イタリアの新規感染2万4千人 2日連続で

最多更新<共同通信 2020年10月29日>

・東京、新たに 171 人感染 大学運動部で相次ぐ<共同通信 2020 年 10 月 28 日> 早稲田大スケート部(ホッケー部門)、法政大サッカー部、日本大空手部

[対策・予防]

◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) のお知らせを更新しました
- <厚生労働省 2020年10月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=n2aSTzSa5-njducNY
- 新型コロナウイルス感染症のワクチンについて
- <厚生労働省 2020年10月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=zzbCH2TKt7mzJrNdY
- ・「関連情報」の「病床・宿泊療養施設確保計画」、「アンケート結果」を更新しました
- <厚生労働省 2020年10月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=yzLGG2D0s723IrZZY

◇<u>専門家会議の情報開示内容は違法 新型コロナ対策、国を提訴</u><共同通信 2020年10月28日> 政府は専門家会議の詳細な議事録の作成を見送り、要点をまとめた議事概要の公表にとどめている。NPO 法人「情報公開クリアリングハウス」が情報公開請求で国が開示した内容は違法として、開示処分の取り消しを求める訴訟。

◇<u>通勤電車の換気、混雑影響せず 鉄道総研シミュレーション</u><共同通信 2020年 10月 28日>

◇<u>コロナ禍の暖房使用 部屋を暖めるポイントは</u><goo ニュース 2020 年 10 月 28 日>

◇治療薬、検査薬等

- ・コロナへの免疫は急速に減退? 数カ月で失う恐れも 英メディア報じる<毎日新聞 2020年10月28日>
- ・<u>コロナ免疫「急速に減退」 英調査、数カ月で喪失も</u><共同通信 2020 年 10 月 28 日> 新型コロナウイルスに感染して抗体ができても、免疫が急速に減退する可能性があることが、英大学インペリアル・カレッジ・ロンドンの大規模調査で明らかに。ワクチンが完成しても免疫が十分に持続せず、年に 2 度の接種が必要となる可能性。
- ・<u>米製薬大手、コロナ薬治験を中止</u>入院患者に有効性低く

 <共同通信 2020年10月28日>

 米製薬大手イーライリリー、開発中の新型コロナウイルス感染症の治療薬を入院患者に投与する臨床試験(治験)

 を中止。データ評価組織の勧告による。
- ・需要高まるコロナ自費検査、厚労省が情報まとめ公表へ<朝日新聞 2020 年 10 月 29 日>
- ・新型コロナ自費検査 民間検査機関に提携医療機関の有無明示を求める 厚労省方針 < 毎日新聞 2020 年 10月 28日 >
- ・ コロナ自費検査一覧化 費用や手法、比較可能 厚労省、HPで年内公開<毎日新聞 2020年10月29日>

◇大学等関係

・新型コロナ、ウイルス不活化の光量を数値化 徳島大<朝日新聞 2020年10月28日> 徳島大学の研究チームは、新型コロナウイルスの感染力を失わせる効果(不活化)が注目されている「深紫外(しんしがい)光」について、不活化に必要な光量を数値化できたと発表した。

・コロナ休校で起こった「学力格差」と「授業の遅れ」 問題解決へ奔走する教員たち<Yahoo!ニュース 2020年 10月 27日>

◇マスコミ報道 見出し

- ・北海道、コロナ警戒引き上げ 感染拡大で対策要請 < 時事ドットコム 2020 年 10 月 28 日 >
- 21 都道県が医療支援を策定 コロナとインフル同時流行に備え<共同通信 2020年 10月 27日>
- ・新型コロナ 病床ひつ迫 1 都 3 県が「ステージ 3」の指標超える<NHK 2020 年 10 月 28 日> 「病床のひっ迫具合」:「ステージ 3」の指標超過 青森県、福島県、東京都、沖縄県

[3] 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件(国土交通省告示第 1330 号)

[官報] 令和2年10月29日 号外 第226号 6~43頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201029/20201029g00226/20201029g002260006f.html

○国土交通省告示第 1330 号

危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年10月29日

国十交通大臣 赤羽 一嘉

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第八の三(備考を除く。)を次のように改める。

795品 —省略—

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―「改正後」のみ掲載。併記「改正前」は省略。―

別表第8の3(液体化学薬品)

備考

- 1 表中「危険性」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1)~(3) (略)
- 2 表中「船型」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1)~(6) (略)
- 3 表中「タンク型式」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1)~(5) (略)
- 4 表中「通気装置」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1)~(3) (略)
- 5 表中「環境制御」の欄は、次に定めるとおりとする。

(1)~(5) (略)

- 6 表中「電気設備」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 表中「分類」の欄は、実際に使用される状態において達する機器各部分の許容最高表面温度を示すものであり、各分類ごとの最高温度は、次の表によるものとする。

分類	最高表面温度(℃)
T 1	450
T 2	300
T 3	200
T 4	135
T 5	100

T 6	85
_	要件なし

(2) 表中「グループ」の欄は、すきの奥行 25mm において火炎逸走を生じないすきの最大値を示すものであり、各グループごとのすきの最大値は、次の表によるものとする。

グループ	すきの最大値
ΠА	0.9mm 以上
ΠВ	0.5mm を超え 0.9mm 未満
ПC	0.5mm 以下
_	要件なし

- (3) 表中「引火点>600C」 の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (a) 「Yes」 は、当該危険物が引火点 600C を超える物質であることを示す。
 - (b) 「No」 は、当該危険物が引火点 600C 以下の物質であることを示す。
 - (c) 「NF」は、当該危険物が不燃性物質であることを示す。

なお、分類又はグループが空欄のものは、最高表面温度及びすきの最大値が不明確なものであることを 意味しており、当該危険物が不燃性物質であることを意味しているのではない。

- 7 表中「計測装置」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1)~(5) (略)
- 8 表中「ガス検知装置」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1)~(4) (略)
- 9 表中「消火剤等」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1)~(5) (略)
- 10 表中「材料」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1) (2) (略)
- 11 表中「呼吸及び日の保護」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1) (2) (略)
- 12 表中<u>「特別要件」</u>の欄の数字は、次に定めるとおりとする。
 - 1. 1 (略)
 - 1. 2 硝酸アンモニウム水溶液(硝酸アンモニウムの含有率が93質量%以下のものに限る。)に係る要件
 - 1. 2. 1 硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>は、次の要件に適合するものであること。
 - (1)~(3) (略)
 - 1. 2. 2 硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>に係るタンク及び設備は、他の貨物に係るタンク及び設備と独立したものであること。硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>に係る設備は、使用中又は故障中に潤滑剤等の可燃性物質を硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>の中に放出するおそれのないものであること。硝酸アンモニウム<u>水</u>溶液を積載するタンクに海水パラストを積載しないこと。
 - 1. 2. 3 硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>は、以前に硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>以外の貨物を積載していたタンクに 積載しないこと。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める 場合は、この限りでない。
 - 1.2.4 次に掲げる要件に適合する硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>を加熱するための装置を備え付けていること。 (1) (略)
 - (2) 硝酸アンモニウム水溶液の平均温度を摂氏 140 度に保つための制御装置を備え付けている
 - (3) 硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>の平均温度が摂氏145度及び摂氏150度となった場合に警報を発する高温警報装置並びに摂氏125度となった場合に警報を発する低温警報装置を備え付けていること。
 - (4) (5) (略)

- 1. 2. 5 硝酸アンモニウム水溶液の平均温度が摂氏 145 度に達した場合は、当該水溶液 1 に対し蒸留水又は軟水 10 の質量比で希釈した水溶液の酸性度 (pH) を呈示範囲の狭い試験紙又は試験棒により 24 時間毎に測定すること。当該希釈水溶液の酸性度 (pH) が 4.2 以下の場合は、5.0 に達するまでアンモニアガスを硝酸アンモニウム水溶液に注入すること。
- 1. 2. 6 アンモニアガスを硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>に注入するための固定式設備を備え付けること。当該 設備の制御装置は、船橋に備え付けること。1,000トンの硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>に対して300 キログラムのアンモニアを船上に備えておくこと。
- 1. 2. 7 硝酸アンモニウム水溶液に係る貨物ポンプは、ディープウェル型遠心式ポンプ又は摩擦部水冷方式遠心式ポンプであること。
- 1. 2. 8 硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>を積載するタンクの通気管には、検査及び掃除のために容易に近づくことができる適当な雨よけフードを取り付けること。
- 1. 2. 9 硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>にさらされていたタンク、配管及び装置に対し火を用いる作業及びその 他高温を伴う作業をしようとする場合は、あらかじめ硝酸アンモニウム<u>水溶液</u>の残澄を完全に取 り除くこと。
- 1. 3~1. 4. 6 (略)
- 1.5 過酸化水素水溶液に係る要件
- 1. 5. 1~1. 5. 6 (略)
- 1. 5. 7 貨物タンクに隣接する空所に、当該空所への過酸化水素水溶液の漏えいを検知するための固定式酸素監視装置又はガス採取管を備え付けること。当該酸素監視装置又はガス採取管の遠隔式読取り装置及び連続監視装置(ガス採取管を備え付ける場合にあっては、断続的な採取による監視装置)並びに酸素濃度が当該空所の体積の30%を超えた場合に可視可聴警報を発する警報装置を船橋に備え付けること。2個の持運び式酸素監視装置を備え付けること。
- 1. 5. 8 自然分解に対する安全措置として過酸化水素<u>水溶液</u>を船外に廃棄するための装置を備え付けること。過酸化水素<u>水溶液</u>の温度上昇率が 5 時間以上にわたり毎時摂氏 2 度を超える場合又は過酸化水素<u>水溶液</u>を積載しているタンク内の温度が摂氏 40 度を超える場合は、過酸化水素<u>水溶液</u>を船外に廃棄すること。
- 1. 5. 9 貨物タンクの通気装置には、過酸化水素水溶液の自然分解により貨物タンクの圧力が急速に上昇 した場合に通気するための非常通気用の破壊板又はこれと同様な装置を取り付けること。破壊板又 はこれと同様な装置は、貨物タンクの設計圧力及び寸法並びに予想される過酸化水素水溶液の分解 率に応じ、適当な寸法を有するものであること。
- 1. 5. 10 甲板上に漏れた過酸化水素水溶液を希釈し、かつ、洗い流すため、次に掲げる要件に適合する固定式水噴霧装置を備え付けること。
 - (1) (略)
 - (2) 水噴霧率は、漏れた過酸化水素<u>水溶液</u>を 5 分以内に 35 質量%以下に希釈できるものであること。
- 1. 5. 11 過酸化水素水溶液の分解率は、摂氏 25 度において毎年 1%以下であること。当該基準に適合している旨の証明書を荷送人から入手し、船内に保管すること。製造業者の技術責任者は、過酸化水素水溶液の荷役作業の監視のため乗船し、船長に対して過酸化水素水溶液が安定した状態で積み込まれていることを証明すること。
- 1. 5. 12 荷役作業に携わるすべての乗組員のために、過酸化水素<u>水溶液</u>の耐える保護衣を備えること。保 護衣は、適当な手袋、長靴及び眼の保護具並びに不燃性の全身保護衣により構成されるものである こと。
- 1. 5. 13 1. 5. 14 (略)
- 1. 5. 15 過酸化水素<u>水溶液</u>以外の貨物を積載していたタンクに過酸化水素<u>水溶液</u>を積載する場合は、次に掲げるところによること。
 - (1) (略)

- (2) タンク及び関連の装置の点検、洗浄及び、不動態化を行った方法並び、に過酸化水素水 溶液の積載した方法を記録し船内に保管すること。
- (3) 過酸化水素水溶液は、ほかの貨物と同時に運送しないこと。
- (4) 過酸化水素水溶液を積載していた貨物タンクに過酸化水素水溶液以外の貨物を積載する場合は、その積載前に、1. 5. 26 の手順による洗浄を行うこと。
- (5) 過酸化水素水溶液を積載するタンクは、次に掲げる要件に適合するものであること。 (a) \sim (d) (略)
- 1. 5. 16 (略)
- 1. 5. 17 貨物タンクは、コフアダムにより燃料油タンク及び過酸化水素水溶液と相互反応する物質を積載しているタンクから分離すること。
- 1. 5. 18 (略)
- 1. 5. 19 貨物タンクに隣接する空所に、当該空所への過酸化水素水溶液の漏えいを検知するための固定 式酸素監視装置又はガス採取管を備え付けること。当該酸素監視装置又はガス採取管の遠隔式読取 り装置及び連続監視装置(ガス採取管を備え付ける場合にあっては、断続的な採取による監視装置) 並びに酸素濃度が体積で 30%を超えた場合に可視可聴警報を発する警報装置を船橋に備え付けるこ と。2個の持運び式酸素監視装置を備え付けること。
- 1. 5. 20 自然分解に対する安全措置として過酸化水素水溶液を船外に廃棄するための装置を備え付けること。過酸化水素水溶液の温度上昇率が5時間以上にわたり毎時摂氏2度を超える場合又は過酸化水素水溶液を積載しているタンク内の温度が摂氏40度を超える場合は、過酸化水素水溶液を船外に廃棄すること。
- 1. 5. 21 貨物タンクの通気装置にろ過装置が取り付けられている場合は、当該通気装置には、過酸化水素水溶液の自然分解により貨物タンクの圧力が急速に上昇した場合に通気するための非常通気用の破壊板又はこれと同様な装置を取り付けること。破壊板又はこれと同様な装置は、貨物タンクの設計圧力及び寸法並びに予想される過酸化水素水溶液の分解率に応じ、適当な寸法を有するものであること。
- 1. 5. 22 甲板上に漏えいした過酸化水素<u>水溶液</u>を希釈し、かつ、洗い流すため、次に掲げる要件に適合する固定式水噴霧装置を備え付けること。
 - (1) (略)
 - (2) 水噴霧率は、漏れた過酸化水素水溶液を5分以内に35質量%以下に希釈できるものであること。
- 1. 5. 23 過酸化水素水溶液の分解率は、摂氏 25 度において毎年 1%以下であること。当該基準に適合している旨の証明書を荷送人から入手し、船内に保管すること。製造業者の技術責任者は、過酸化水素水溶液の荷役作業の監視のため乗船し、船長に対して過酸化水素水溶液が安定した状態で積み込まれていることを証明すること。
- 1. 5. 24 荷役作業に携わるすべての乗組員のために、過酸化水素水溶液に耐える保護衣を備えること。保護衣は、適当な手袋、長靴及び眼の保護具並びに不燃性の全身保護衣により構成されるものであること。
- 1. 5. 25 過酸化水素水溶液を荷役する場合、過酸化水素水溶液に係る管装置は、当該危険物に係る装置 以外の装置から分離すること。過酸化水素水溶液の荷役に用いる貨物ホースには、「過酸化水素水溶 液荷役専用 J (本邦各港聞において運送する場合に限る。) 又は rFORHYDROGEN PEROXIDE TRANSFER ONL Y J と表示すること。
- 1. 5. 26 過酸化水素水溶液以外の貨物を積載していた貨物タンクに過酸化水素水溶液を積載する場合及 び過酸化水素水溶液を積載していた貨物タンクに過酸化水素水溶液以外の貨物を積載する場合の貨 物タンク等の点検、洗浄及び不動態化並びに積載の方法に関する手順に係る要件
- 1. 5. 26. 1 過酸化水素水溶液以外の貨物を積載していた貨物タンクに過酸化水素水溶液を積載する場合 の貨物タンク等の点検及び洗浄の方法は、1. 5. 26. 2 から 1. 5. 26. 8 までの手順に適合す

ること。

- 1. 5. 26. 2 積載していた過酸化水素水溶液以外の貨物(以下「前貨物」という。)を揚荷した後に、前貨物の残澄及びスケール並びに錆の有無を点検すること。
- 1. 5. 26. 3 ~1. 5. 26. 10 (略)
- 1. 5. 26. 11 過酸化水素水溶液を積載前に当該貨物の濃度を確認するとともに、当該貨物が安定化されていることを確認すること。
- 1. 5. 26. 3 ~1. 5. 26. 10 (略)
- 1. 5. 26. 2 から 1. 5. 26. 8 までの措置は、船長又は荷送人の監督のもとで実施すること。1. 5. 26. 9 から 1. 5. 26. 14 までの措置は、過酸化水素水溶液の製造業者又は当該貨物の安全な取扱いに精通している者の監督のもとで実施すること。
- 1. 5. 26. 16 過酸化水素<u>水溶液</u>を積載していた貨物タンクに過酸化水素<u>水溶液</u>以外の貨物を積載する場合は、次に掲げる手順に適合すること。
 - (1) 過酸化水素水溶液の残澄は、貨物タンク等から可能な限り排出すること。
 - (2) (3) (略)
- 1. 6~1. 8. 1
- 1.8.2 酸化プロピレン等は、次に掲げる重合触媒として知られる物質を3目前までに積載したことのあるタンクに積載してはならない。ただし、当該タンクが十分に洗浄されている場合は、この限りでない。

(1)~(4) (略)

- (5) 苛性アルカリ類(例:水酸化ナトリウム水溶液、水酸化カリウム水溶液等)
- 1. 8. 3~1. 8. 30 (略)
- 1. 9 塩素酸ナトリウム水溶液(塩素酸ナトリウムの含有率が 50 質量%以下のものに限る。)に係る要件
- 1.9.1 塩素酸ナトリウム水溶液を積載していたタンクに他の貨物を積載する場合は、あらかじめ水洗い 又はパーシングにより当該タンク及び関連の装置を完全に洗浄すること。
- 1.9.2 漏えいした塩素酸ナトリウム水溶液は直ちに洗い流すこと。火災の危険性を最小にするために、漏えいした塩素酸ナトリウム水溶液を乾燥させないこと。
- 1. 10~1. 14. 7. 3 (略)
- 1. 15 硫化水素を生成する物質に係る要件

当該危険物を運送する船舶は、硫化水素の漏えいを検知するための装置を備え付けること。規則第 297 条第 1 項のガス検知装置が硫化水素の漏えいを検知できる場合には、当該装置を備え付ければ 足りる。

16 (略)

- 16.1 当該危険物には、水酸化ナトリウム水溶液等のアルカリ性の物質又は硫酸等の酸性の物質が混入しないように、適切な措置を講じること。
- 16. 2 ~2. 4 (略)
- 3 化学廃液に係る要件
- 3.1 当該危険物を運送する船舶は、輸出国の関係当局が発給した化学廃液運送許可書を当該船内に備え 付けていること。
- 3.2 当該危険物は本表に規定する要件に従って運送すること。ただし、当該危険物が表中「品名」の欄に 記載されている当該危険物以外の危険物を含有していることが明らかな場合にあっては、次に掲げる含 有されている危険物(以下「含有危険物」 という。)の数量の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に 従って運送しなければならない。
 - (1) 1 本表に規定する含有危険物の要件
 - (2) 2以上本表に規定する含有危険物ごとの各要件を比較して、それぞれ最も厳しい要件
- 13 表中次に掲げる肩文字が付されている場合は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 「a」 (略)

- (2) 「b」 (略)
- (3) 「c」 (略)
- (4) 「d」 (略)
- (5) 「f」 (略)
- (6) 「g」 (略)
- (7) 「i」 (略)
- (8) 「j」 (略)
- (9) 「m」 植物油、動物性脂肪及び魚油の精製の際に生ずるものに限る。
- (10) 「 α 」 既に液体化学薬品の船型の評価がされているものについては、xとする。
- (11) 「β」 既に液体化学薬品の危険性の評価がされているものについては、xとする。
- (12) (略)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和三年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、 当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3~7 ─省略─

[4] データ作成支援ツール

◇化学品および成形品のデータ作成支援ツール(日英中)Ver. 2.02.00 を公開しました。

<アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP) 2020年10月21日 https://chemsherpa.net/tool

[5] *健康安全*

◇喫煙率 男女合わせて 16.7% 調査開始以降最低に<NHK 2020 年 10 月 28 日>

[6] *農薬*

◇農薬「チエンカルバゾンメチル」に係る食品健康影響評価を公表しました

< 内閣府食品安全委員会 2020 年 10 月 20 日 >

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20200611082

[7] 肥料

◇肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産省告示第 2099 号)

「官報」 令和 2 年 10 月 28 日 本紙 第 362 号 4~8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201028/20201028h00362/20201028h003620004f.html

肥料の登録有効期間の更新200件が公示された。

◇生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件(農林水産省告示第 2100 号)

[官報] 令和2年10月28日 本紙 第362号 8頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201028/20201028h00362/20201028h003620008f.html

肥料の生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更4件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件(農林水産省告示第2101号)

「官報」 令和 2 年 10 月 28 日 本紙 第 362 号 8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201028/20201028h00362/20201028h003620008f.html 肥料の登録失効5件が公示された。

◇肥料を登録した件(農林水産省告示第2118号)

[官報] 令和2年10月29日 本紙 第363号 3~5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201029/20201029h00363/20201029h003630003f.html 肥料の新規登録 70 件が公示された。

[8] 食品安全衛生関係

◇食品安全関係情報を更新しました

<内閣府食品安全委員会 2020年10月2日>

 $http://www.fsc.\ go.\ jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=\%EF\%BC\%AC\%EF\%BC\%A4\%EF\%BC\%95\%EF\%BC\%90\&query=\&logic=and\&calendar=japanese\&year=&from=struct&from_year=2020&from_month=09&from_day=17&to=struct&to_year=2020&to_month=10&to_day=02&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.\ desc$

9月17日~10月2日の海外情報更新。食品安全総合情報システムで検索可。

[9] 廃棄物関係

◇電子タグ(RFID)を活用した食品ロス削減に関する実証実験を行います

<経済産業省 2020年10月28日>

https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201028005/20201028005.html?from=mj

◇ペットボトルごみ「1 人年間 45 本に」 10 年後の排出半減目指し提言 京都市審議会 < 京都新聞 2020 年 10 月 28 日 >

京都市廃棄物減量等推進審議会:ごみの減量とリサイクルを促す新たな「市循環型社会推進基本計画」の策定に向けた提言答申。10年後に家庭から排出されるペットボトルを半減、市民1人当たり年間45本、レジ袋使用量は8割減、同35枚。

[10] 温暖化対策関係

◇ 「2000~2017 年のメタン収支の時間的・地域的な変動が明らかに—Global Methane Budget 2020 フォーラム より一」 地球環境研究センターニュース 2020 年 11 月号

<国立環境研究所(NIES) 2020年10月23日> https://cger.nies.go.jp/cgernews/202011/359001.html

◇電通インターナショナル社が 2030 年までに電通グループの海外事業におけるネットゼロエミッション化を宣誓<PR ワイヤー 2020 年 10 月 28 日 >

◇韓国も 50 年に温室ガスゼロ表明 国会演説で文大統領<共同通信 2020 年 10 月 28 日>

◇中国、35年にすべて環境対応車 ガソリン車排除―新指針公表<時事ドットコム 2020 年 10 月 28 日>

[11] *環境安全関係*

◇石炭火力発電所の運転停止認めず 仙台地裁判決、住民敗訴<共同通信 2020年10月28日>

[12] 調查、公募、意見募集等

[公募、意見募集等]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(農薬等(アゾキシストロビン等 5 品目)の残留基準 の改正及び添加物(アゾキシストロビン)の規格基準の改正)に関する御意見の募集について

<厚生労働省 2020年10月21日>

ACSES ニュースレター_ 1 9 7 1_20201029

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200266&Mode=0 10 月 21 日~11 月 25 日

◇水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集(パブリックコメント)について

<環境省 2020年10月21日>

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200052&Mode=0 10 月 21 日~11 月 26 日

◇「危険物輸送に係る教育訓練ついて」の一部改正に関するパブリックコメントについて

<国土交通省 2020年10月19日>

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155201235&Mode=0

10月19日~11月18日

改正概要 https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000207989

◇<u>港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示案</u>に関するパブリックコメントの募集について

<国土交通省 2020年10月23日>

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=670643101&Mode=0

10月23日~11月29日

告示追加予定物質:83 物質 https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000208195

◇<u>亜硫酸水素アンモニウム水に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集について</u>

< 内閣府食品安全委員会 2020 年 10 月 21 日 >

10月21日~11月19日

◇ポリビニルイミダゾールーポリビニルピロリドン共重合体に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)に ついての意見・情報の募集について

< 内閣府食品安全委員会 2020年10月21日>

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_tenkabutu_pvi-pvp_021021.html

10月21日~11月19日

◇危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(案)に対する意見公募

<総務省消防庁 2020年10月19日>

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=860202006&Mode=0

10月19日~11月17日

改正案概要 https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000207844

◇消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等に対する意見公募

<総務省消防庁 2020年10月19日>

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=860202008&Mode=0

10月19日~11月17日

改正案概要 https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000207683

◇石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)及び石

油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令 (案) に対する意見公募

<総務省消防庁 2020年10月19日>

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201021_tokusai.pdf

10月26日~11月30日

[公募結果、意見募集結果]

◇「船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令」の公布及び意 見募集(パブリックコメント)の実施結果について

<環境省 2020年10月23日> http://www.env.go.jp/press/108516.html

[13] その他省庁発表

◇大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準等の一部を改正する告示(文部科学省告 示第 135 号)

「官報」 令和 2 年 10 月 29 日 号外 第 226 号 4~6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201029/20201029g00226/20201029g002260004f.html

- ◇令和3年度開設予定の大学の設置に係る答申について
- <文部科学省 2020年10月28日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/afv0acu3z2jiglbH

- ◇令和3年度からの私立大学医学部の収容定員の増加に係る学則変更認可申請一覧
- <文部科学省 2020年10月28日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/afv0acu3z2jiglbI

[14] 関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等

[開催案内]

- ・第26回アルコール健康障害対策関係者会議 10月29日
- <厚生労働省 2020 年 10 月 28 日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=g3q0UyiG-_X_avERY 第2期アルコール健康障害対策推進基本計画案(教育・啓発、不適切飲酒の防止等)について【2回目】 第2期アルコール健康障害対策推進基本計画案(計画全体)について

[開催記録、報告、資料等]

・第60回 食品表示部会の会議資料の掲載について 10月27日、テレビ会議

<内閣府 2020年10月28日>

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/060/shiryou/index.html 食品表示基準の一部改正(玄米及び精米に関する表示)に係る審議

- ・今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議(令和元年度~)(第6回) 配付資料 10月26日、オンライン会議
- <文部科学省 2020年10月28日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/afv0acu3z2jiglbG
 - 1. 次期国立大学法人等施設整備5か年計画における整備目標等について
 - 2. 次期国立大学法人等施設整備5か年計画策定に向けた最終報告(素案)について

[15] その他

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・どれぐらいかめばいい?新潟大とシャープが咀嚼計を開発<朝日新聞 2020年10月28日> 新潟大歯学部とシャープが開発した咀嚼(そしゃく)計「bitescan (バイトスキャン)」が、今年のグッドデザイ ン賞(日本デザイン振興会主催)を受賞。耳にかけるだけで回数などを正確に計測でき、健康への気づきや生活 習慣病予防などの行動変容につなげられる点、評価。

◇その他

- ・国家公務員の月給を据え置き 7年ぶり、増額途切れ<共同通信 2020年10月28日>
- ・「3 年以内は新卒」直接要請 厚労相ら 3 大臣、経済団体に<時事ドットコム 2020 年 10 月 28 日>

[付録]

◇「電動工具の事故」

<製品評価技術基盤機構 2020 年 10 月 27 日>

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2020fy/vol367_201027.html

【事例1】

初めて電動ドリルを使用中、突然刃が三つに折れ、一部が顔にあたって切り傷を負った。

→ 使用者が穴開け作業中にドリルに曲げ方向の力を加えたため、刃が折損したものと考えられる。 なお、取扱説明書には「保護メガネ、保護マスクを使用して下さい。」との記載があるが、使用者は保護具を使用 していなかった。

【事例 2】

電動丸ノコを使用中、右手首を負傷した。

→ 電動丸ノコの連続運転中に手を離したため、キックバック (のこ刃が加工物に拘束され跳ね上がること) が 生じ、使用者に向かって動いてきた丸ノコを手で避けようとして裂傷を負ったものと考えられる。

なお、取扱説明書には、「使用中、本体を確実に保持する」旨、記載されている。

【事例 3】

切断機を使用中、手首を負傷した。

→ 本来砥石の回転刃を装着すべきところ取扱説明書で禁止されているチップソーを取り付けて使用しており、 惰性で刃が回転している状態で手を刃の下に潜らせたため、手首部分が刃に当たり引き込まれて負傷したものと 考えられる。

なお、取扱説明書には、「チップソーなどは使用しない。使用中は手を近づけない。回転させたまま放置しない。」 旨記載されている。

【事例1の注意事項】

安全のために、取扱説明書に記載されている適切な保護具を必ず装着してください。また、軍手のように表面が 繊維状の手袋や、指の先端部などにだぶつく部分が多く見られる手袋は、その部分が作動中の刃に触れると巻き 込まれるおそれがあるため、着用しないでください。

【事例2の注意事項】

電動工具を使用する際は、工具使用時の危険性を理解し、正しく使用してください。キックバック現象など思わぬことで、けがを負うおそれがあります。キックバック現象を防ぐには、工具を確実に保持して作業する、切断作業をする際は必ず刃を作動させてからゆっくり材料に押しつける、切れにくくなり刃の動きが鈍くなった場合はスイッチを切ってから刃を引き抜くなどしてください。また、自分の習熟度や用途などに応じた工具を選んでください。購入時や使用時に分からないことがあれば、販売店やメーカーに確認しましょう。初めて使用する際や購入する際は、日本 DIY 協会やホームセンターなどが開催している講習会に参加し、工具に関する正しい知識や情報を得るようにしましょう。

【事例3の注意事項】

違う用途での使用は絶対にしないでください。用途と違う刃物を取り付けるなどすると、工具や材料が跳ね上がったり、保持できなくなったりして、けがを負うおそれがあります。また、不用意に作動中の電動工具に手を近づけないでください。予期せず、巻き込まれるおそれがあります。

■その他電動工具に関する事故情報も併せてご参照ください。

(再現実験映像)

ACSES =ュースレター_1 9 7 1_20201029

(1) バッテリーパック「1. 電動工具用非純正バッテリーパックから発火」 https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/kaden/20012301.html (注意喚起ミニポスター)

(1) 非純正バッテリーパックの事故

https://www.nite.go.jp/data/000106071.pdf

■その他の事故事例は、「事故情報の検索」で「電動工具」等をキーワードに検索していただけます。 https://www.nite.go.jp/jiko/jiko-db/accident/search/

◇日本学術会議 任命拒否問題

○マスコミ報道 見出し

- ・菅首相、任命拒否の判断変えず 学術会議会員で多様性重視<共同通信 2020年10月28日>
- ・「総合的、俯瞰的」見解に終始する首相 学術会議任命拒否 説明なきまま 1 カ月<毎日新聞 2020 年 10 月 29 日>
- ・14年も学術会議に説明を要求 官邸、推薦の決定後<共同通信 2020年10月28日>
- ・官邸、学術会議の14年選考にも関心 杉田氏が説明要求<朝日新聞 2020年10月28日>
- ・学術会議任命拒否「説明せず権力行使、一番よくない」 ノーベル賞・本庶氏の思いとは<京都新聞 2020 年 10 月 28 日 >